

## 令和8年度 第1回 成田市地域公共交通会議（書面開催）説明資料

## ◆議 題

## (1) 地域公共交通確保維持改善事業費補助金 地域公共交通調査事業（地域公共交通アップデート化推進事業）の申請について

令和3年12月に策定した「成田市 地域公共交通計画」の計画期間が令和9年度で終了することから、令和8年度から2か年かけて、令和10年度を初年度とする次期地域公共交通計画を策定します。本計画の策定にあたっては、国の地域公共交通確保維持改善事業費補助金 地域公共交通調査事業（地域公共交通アップデート化推進事業）\*1 の活用を考えていることから、成田市地域公共交通会議において同補助金の申請を行います。

## 【留意事項】

1. 次期成田市地域公共交通計画については、国土交通省が公開している「地域公共交通計画の『アップデートガイドンス』手順書」に沿った整理を行っていくため、地域公共交通アップデート化推進事業で申請します。
2. 本事業における補助対象事業者は成田市地域公共交通会議となりますが、本計画の策定事業については成田市が契約・支出を行います。その理由としましては、本会議の設置要綱では財務規定を設けておらず、財務会計行為の主体となる権限を有していないこと、また本計画の策定においては、同じく改定時期を迎える「都市計画マスタープラン」及び「立地適正化計画」との3計画一体での契約を予定していることから、その契約並びに支出については成田市で行う必要があるためです。これらの理由については、補助申請書と併せて国へ理由書として提出します。

## \*1 「地域公共交通確保維持改善事業費補助金 地域公共交通調査事業（地域公共交通アップデート化推進事業）」

地域公共交通計画の策定において、アップデートガイドンスをはじめとするアップデートポータル上に記載された内容を参照し、計画の新規策定・変更・改訂を行う予定である場合、協議会開催事務費や地域データの収集・分析等の費用について国の補助を受けられます。

国土交通省 地域交通のためのポータルサイト MOBILITY UPDATE PORTAL

<https://mobility-update.mlit.go.jp/guidance/#about>

右のQRコードからも確認できます。

